

令和2年度 ひすいの里総合学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立ひすいの里総合学校

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「糸魚川市立ひすいの里総合学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

（1）いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第2条より）

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

③ いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

（2）いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成し、年度初めに配付する。**表1**

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図ると共にいじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤ 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛けるため、広報と意識啓発を行う。